

福井市マイアクア木製遊具制作に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 制作物 マイアクア木製遊具

(2) 目的

毎日の生活の中で当たり前利用できる水について、その大切さや、きれいな水ができるまでの過程を広く知ってもらうため、雨粒から家庭の蛇口、そして再び雨粒へと戻っていく水の循環をわかりやすく遊具で表現し、マイアクア2階展示室に設置する。

水の循環を表現した遊具を使用してもらうことで、小さな子どもには遊びながら水に親しみを覚えてもらい、小学生や保護者には水や水道事業の大切さについて学んでもらえる「水育」を推進する。

(3) 内容 別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間 契約日から令和5年3月31日まで

2 提案上限額

4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※なお、参考見積書の金額が、上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

(1) 公表日から企画提案書の提出期限までの間に、福井市物品競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市の物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている、又は申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 公表日から受託候補者特定の日まで、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

(3) 木製遊具の制作において、1件につき2,000千円以上の実績があること(官民間問わず)。

(4) 福井県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(8) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年

法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(9) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

- ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
- ② 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- ③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- ④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。連携協力企業等があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

(10) 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)においては、その構成員が本プロポーザルに参加しようとしていないこと。

(11) 福井市の水道料金の滞納がないこと。

(12) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。

- ① 共同体の構成員は、3者以下とし、本契約において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ③ 共同体の構成員は、上記(1)～(11)に掲げる事項を全て満たしていること。ただし、上記(3)に掲げる事項のみ、共同体のいずれかの構成員が満たしていればよいものとする。

4 スケジュール

公表	令和4年4月15日(金)
質問受付締切	令和4年4月27日(水)15時00分
質問回答	令和4年5月10日(火)
参加表明締切	令和4年5月16日(月)15時00分
企画提案書等受付締切	令和4年6月 2日(木)15時00分
第一次審査	令和4年6月上旬(予定)
第二次審査	令和4年6月中旬(予定)
結果通知	令和4年6月中旬～下旬(予定)

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限:令和4年4月27日(水) 15時00分(必着)
- (2) 提出方法:別添の質問書(様式第1号)により、持参、FAX 又はメールにて提出すること。
※本提出方法以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
※持参の場合は、平日の9時から17時(提出期限の最終日は15時)までの間に提出すること。
- (3) 提出先:福井市企業局 上下水道経営部 経営管理課
〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号
FAX:0776-27-2753 E-mail : kkanri@city.fukui.lg.jp
- (4) 回答日:令和4年5月10日(火)
- (5) 回答方法:福井市の公式ホームページに掲載する。

6 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加申込をする者は、次に定める必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第2号)
- ② 会社概要書(様式第3号)
- ③ 参加資格誓約書(様式第4号) ※共同体の場合はすべての構成員のもの
- ④ 事業実績調書(様式第5号) 事業実績の中で、木製遊具制作の事業実績(2,000千円以上)について記載すること。官民は問わない。
- ⑤ 共同体結成届(様式6号) ※共同体での応募の場合のみ提出すること。
- ⑥ その他の書類

※証明書等は、提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可)であること。

ア 法人の場合

- ・履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本 ※共同体の場合はすべての構成員のもの
- ・直近年度の国税(法人税及び消費税等)及び市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できること。)

イ 個人の場合

- ・身分証明書
- ・直近年度の国税(法人税及び消費税等)及び市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できること。)

<注意事項>

- ア プロポーザル参加申込書は、指定の様式で提出すること。
- イ 各提出書類の押印は、それぞれ同一のものを使用すること。
- ウ 内容に不備があるもの及び提出期限に遅れた応募書類は受理できない。また、提出後の修正はできない。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限等

① 提出期限:令和4年5月16日(月) 15時00分まで(必着)

② 提出方法:持参又は郵送によること。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は、平日の9時から17時(提出期限の最終日は15時)までの間に提出すること。

③ 提出場所:福井市企業局 上下水道経営部 経営管理課

〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号

7 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果(参加資格の有無)を令和4年5月20日(金)までにメールで連絡する。

8 企画提案書等の作成及び提出

参加資格を満たしたものは、次の(1)の内容を企画提案書にまとめ、期限内に提出するものとする。企画提案は、1者1提案(共同体での提案を含む。)とする。

(1) 提出書類・必要部数

提出書類は以下のとおり。10部ずつ提出すること。

企画提案書(様式第7号)

① 遊具制作に関する具体的な企画案(①～⑥は A4 又は A3、様式任意)

② 制作体制及びスケジュール表

③ 完成イメージ図 2方向からのイメージ図

④ 構造図 個々の仕掛けのイメージや構造がわかるもの

⑤ 木材の使用計画書(提案する木製遊具の木材の産地・種類や、全体に対する木材の割合(産地別に予定m³数)について記載すること)

⑥ 参考見積書(概算)

※全体額その他、各項目での金額が分かるようにすること。

※予定価格を超える提案があった場合は失格とする。

(2) 提出期限等

① 提出期限:令和4年6月2日(木)15時00分(必着)

② 提出方法:持参又は郵送によること。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は、平日の9時から17時(提出期限の最終日は15時)までの間に提出すること。

③ 提出場所:福井市企業局 上下水道経営部 経営管理課

〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号

9 審査方法及び結果通知方法

(1) プロポーザルの審査は以下のとおり行うこととする。

① 第一次審査(書類審査)

提出された企画提案書を10で示す審査基準及び配点に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。

実施日:令和4年6月上旬予定

場 所:福井市企業局 会議室

※提案者が少数である場合には、第一次審査を省略する場合がある。

② 第二次審査(プレゼンテーション)

第一次審査により選考された者に対して、市が設置する「審査委員会」において、企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、第一次審査の評価と合算し、受託候補者を特定する。

方法:プレゼンテーション及び質疑応答

- ・持ち時間は各提案者30分(説明時間20分、質疑応答10分)程度とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
- ・内容は企画提案書に沿ったものであること。
- ・出席者は5名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員1名以上は必ず出席すること。
- ・審査委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の提出は認めない。

※使用するスクリーン、プロジェクターは市で準備する。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、審査会の方法を変更して審査を行うことがある。

実施日:令和4年6月中旬予定

場 所:福井市企業局 会議室

(2) 審査結果は以下のとおり通知する。

審査結果は、提案者全員に対し、令和4年6月中旬～下旬頃に書面で通知する。また、提案者及び受託候補者については、市のホームページに掲載する。

10 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

評価項目	評価のポイント	配点
提案内容	水の循環が360度、どの方面から見てもわかりやすく表現されているか。	10点
	子どもの興味を引くようなデザイン・仕掛けとなっているか。	10点

		福井市とわかるような、特徴的な造形が取り入れられた提案となっているか。	15点
		福井市の上下水道を PR できる内容となっているか。	10点
遊 具	安全性	子どもの安全に配慮された表示や対策が十分に行われているか。	10点
	遊びの内容	遊びが単調でなく、子どもが干渉できる仕掛けが複数あるなど、飽きがこない遊具の提案となっているか。	15点
	多様性への配慮	より多くの子どもたちが遊べるよう、ユニバーサルデザイン等が十分配慮された提案となっているか。	10点
実績	実現性	子ども向け木製遊具を制作した実績があり、提案の実現性が十分であるか。	5点
費 用	維持管理	遊具の耐用年数、維持管理にかかるランニングコスト低減のための工夫、設置後の維持管理体制(アフターサービスの内容)等が十分な提案となっているか。	10点
	参考見積額	必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。	5点
合 計			100点

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 二次審査を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 参考見積書の金額が、予定価格を超過した場合

12 契約

市は、受託候補者として選定されたものと企画提案書等の内容を基に、具体的な協議を行った上で、随意契約を締結する。その際には、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

また、次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 契約締結時点で、資格者名簿に登載されていない場合
- (4) その他著しく社会的信用を損なう行為等により、本件の実施が不可能又は不適當となるような事情が生じた場合

13 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (6) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 企画提案の内容については、採用決定後に発注者と協議の上、変更して実施することがある。
- (8) その他不明な点については、当課に照会すること。

14 提出・問い合わせ先

福井市企業局 上下水道経営部 経営管理課（担当 淵本）

住 所：〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号（企業局3階）

電 話：0776-20-5615

F A X：0776-27-2753

E-mail：kkanri@city.fukui.lg.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

福井市マイアクア木製遊具制作に係る
プロポーザル参加申込に関する質問票

【質問者】

事業者名	
担当者の職・氏名	
TEL / FAX	
E-mail アドレス	

【質問内容】

注) 記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

(様式第2号)

令和 年 月 日

福井市企業管理者 前田 和宏 様

福井市マイアクア木製遊具制作に係る
プロポーザル参加申込書

所在地 干
事業者名称
代表者職・氏名 印

福井市マイアクア木製遊具制作に係るプロポーザルについて、関係書類を添付して参加申込みます。

1 参加事業者の概要

所在地		
担当者	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : E-mail :
設立年月日		
業種		
主な事業内容		
従業員数		人 (うち正社員 人)

2 添付書類

- (1) 履歴事項全部登記事項証明書又は登記簿謄本
※共同体的場合はすべての構成員のもの
- (2) 共同体結成届書 (様式第6号)
※共同体を結成する場合のみ
- (3) 福井市物品等競争入札参加資格審査申請書の受領書の写し (受付印が押してあるもの)
※参加申込書の提出時点で福井市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出。
※共同体的場合はすべての構成員のもの
- (4) 誓約書 (様式第4号)
※共同体的場合はすべての構成員のもの

(様式第3号)

会 社 概 要 書		
会 社 名		
本社所在地		
委託先所在地		
会社設立年月		
資 本 金		
事業所数		
株式上場の有無	あり(部上場) ・ なし	
社 員 数	技 術 系	人
	事 務 系	人
	合 計	人
その他()		

注)令和4年4月1日時点で記入してください。

(様式第4号)

令和 年 月 日

福井市企業管理者 前田 和宏 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加資格誓約書

福井市マイアクア木製遊具制作のプロポーザルの参加申込にあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- (1) 公表日から企画提案書の提出期限までの間に、福井市物品競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市の物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている、又は申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日まで、福井市物品調達等契約に係る指名停止措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 木製遊具の制作において、1件につき2,000千円以上の実績があること(官民間問わず)。
- (4) 福井県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (9) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会

社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

- ② 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。連携協力企業等があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。
- (10) 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)においては、その構成員が本プロポーザルに参加しようとしていないこと。
- (11) 福井市の水道料金の滞納がないこと。
- (12) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目をすべて満たすこと。
- ① 共同体の構成員は、3者以下とし、本件において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 共同体の構成員は、上記(1)、(4)～(11)に掲げる事項を全て満たしていること。
 - ④ 共同体の代表者は、上記(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていること。

(様式第5号)

事業実績調書			
事業実績	事業名	発注者	事業内容/実施期間

注1) 木製遊具制作実績2,000千円以上を履行したことを示す資料(契約書、完成図、写真等)を添付してください。(直近5件まで)

(様式第6号)(本様式は、共同体での参加の場合のみ提出してください。)

福井市マイアクア木製遊具制作に係る共同体結成届

令和 年 月 日

福井市企業管理者 前田 和宏 様

(提出者)※共同体の代表事業者を記入してください。

所在地 干

事業者名称

代表者役職・氏名

印

福井市マイアクア木製遊具制作に係るプロポーザルに参加するため、共同体を結成し、代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で決めましたので届出ます。

なお、受託事業者に選定された場合は、各構成員は受託事業者としての契約の遂行及び契約の遂行に伴い当共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同体名	
共同体の構成員 (共同体の代表者含む)	【共同体の代表者】 法人(団体)名 所在地 代表者役職・氏名 印
	法人(団体)名 所在地 代表者役職・氏名 印
	法人(団体)名 所在地 代表者役職・氏名 印
共同体の成立・ 解散の時期及び 存続期間	令和 年 月 日から当件の契約期間終了後3か月を経過する日まで。ただし、当該共同体が上記件名の受託事業者とならなかったときは、当該選定を受けることができなかつた日に解散するものとします。また、当共同体の構成団体の加入、脱退又は除名については、事前に福井市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
代表者の権限	1 受託事業者の選定の申請に関する件 2 福井市との契約締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 その他契約に関する件
その他	1 本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決するものとします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

福井市マイアクア木製遊具制作に係る企画提案書

福井市企業管理者 前田 和宏 様

所在地 〒

事業者名称

代表者職・氏名

印

福井市マイアクア木製遊具制作に係るプロポーザルについて、下記の「企画提案書記載必要事項」を記載した企画提案書を提出します。

【企画提案書記載必要事項】(A4 又は A3 版、様式自由、正本 1 部と副本 9 部の計 10 部)

①遊具制作に関する具体的な企画案

※仕様書にある遊具規格すべてについて記載すること。

②制作体制及びスケジュール表

③完成イメージ図 2方向からのイメージ図

④構造図 個々の仕掛けのイメージや構造がわかるもの

⑤木材の使用計画書

提案する遊具の材料となる木材の産地、種類や、全体に対する木材の割合(産地別に
予定m³数)について記載すること

⑥参考見積書(概算)

※全体額その他、各項目での金額が分かるようにすること。

※予定価格を超える提案があった場合は失格とする。